参考資料

**大阪府福祉のまちづくり条例の改正の考え方（案）の概要**

福祉のまちづくり条例

**条例の概要**

目　的：すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる福祉のまちづくりを進めるため、都市施設をだれもが安全かつ容易に利用することができるよう整備することで、自立支援型福祉社会の実現に資する

構　成：第一章　総則（目的、定義、責務）

　　　　第二章　福祉のまちづくりに関する施策（施策の基本方針、啓発及び学習の促進等、推進体制の整備等）

　　　　第三章　特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法第14条第3項による委任事項）

　　　　第四章　事前協議及び改善計画（事前協議等、改善計画等・調査、勧告及び公表等）

　　　　第五章　雑則（事務処理の特例・規則への委任）

**これまでの経緯**

○平成4年10月（公布）、平成5年4月（施行）　全国に先駆けて福祉のまちづくり条例施行

○平成15年4月　福祉のまちづくり条例 改正施行（努力義務 事前協議）

（コンビニや飲食店等 対象規模の引下げ、オストメイト設備や乳幼児設備等 基準の追加）

○平成18年4月　バリアフリー法施行（国土交通省：ハートビル法と交通バリアフリー法との統合・充実）

○平成21年10月　福祉のまちづくり条例 改正施行

（一部バリアフリー法の委任条例化に伴い、義務化。建築確認申請で審査。）

○平成25年6月　障がい者差別解消法公布（平成28年4月施行）

**これまで把握している課題を下記のとおり分類し、条例の改正等を検討**

**(1)早急に対応すべきもの　(2)さらに議論等が必要なもの　(3)新たに把握した課題**

**早急に対応すべきもの　　　：第１次条例改正（平成２６年１２月予定）**

**さらに議論等が必要なもの　：第２次条例改正（平成２７年秋頃予定）**

**課　題**

**改正案　および　対応案**

**F.　公衆便所における乳幼児向け設備の基準適用規模の見直し**（現行：1,000㎡以上）

公衆便所の基準において、乳幼児向け設備は適用規模1,000㎡以上と規定しているが、実際に計画される規模は小規模のものが多い。

**【第１次改正予定】**

**ア.　共同住宅**

現行：2,000㎡以上または50戸以上　⇒　2,000㎡以上または**20戸**以上

ただし、2,000㎡未満かつ20～49戸については、地上階にある住戸の出入口（地上階に住戸がない場合、地上階にあるエレベーター出入口）までのバリアフリー化のみ求める。

**E.　基準にはない建築計画・管理時の配慮事項の啓発、当事者参画の仕組みづくり**

配慮事項のガイドラインが必要。建築計画当初からの当事者参加の仕組みが必要。

**【第２次改正予定・条例に関連する取り組み】**

**キ.　配慮事項をまとめたガイドラインの作成・当事者参画の仕組みづくり**

施設の設計・管理時の配慮事項をまとめたガイドラインを当事者参画の上作成。

計画時に当事者意見を取り入れるよう、当事者参画の仕組みを検討。

**オ.　施設のバリアフリー情報の公表**

新築・既存施設全てを対象に、インターネット等による施設のバリアフリー情報の公表施策を検討。

府への報告（民間既存施設定期報告）から府民への情報提供（施設のバリアフリー情報の公表）にシフト

**カ.　事前協議対象用途の包括的な見直し**

（例）コンビニエンスストアの基準適合義務対象への移行（規模については継続して検討）

　　　 基準適合義務（建築確認申請）対象と重複する手続きの整理（遊園地等）

**ク.　障害者差別解消法及び合理的配慮の考え方と福祉のまちづくり条例との関係**

国の基本方針やガイドライン等の策定にかかる動向を注視し、対応を検討する。

**【第２次改正を視野に国の動向を注視】**

**エ.　共同住宅および寄宿舎における介護ベッド等の基準適用条件の見直し**

共同住宅または寄宿舎における共用便所に対する規定（10,000㎡以上に適用する規定に限る。例：介護ベッド）は一室の床面積が200㎡以上の集会室を設ける場合に限り適用する。

**ウ.　公衆便所における乳幼児向け設備**

現行：1,000㎡以上　⇒　1,000㎡以上**（公衆便所においては50㎡）**

**イ.　自動車修理工場**

現行：200㎡以上　⇒　**不特定かつ多数の者が利用するものに限り、**200㎡以上

一般客が利用する施設のみに用途を限定する。

**(3)　福祉のまちづくり条例の運用により生じている課題（新たな課題）**

**G.　共同住宅等における介護ベッド等の基準適用条件の見直し**

共同住宅等、特定の多数が利用する用途の建築物において、便所における介護ベッドや、オストメイト対応設備の温水装置等の設置について、基準適用条件の見直しを検討

**H.　事前協議対象用途の包括的な見直し**

条例第３１条に基づく事前協議対象施設（基準適合努力義務）について、適合状況等について点検を行い、概ね基準が守られていると判断できる用途について、義務対象とすること等を検討

**(2)　平成25年度開催の審議会・部会において把握している課題（まだ議論・情報の収集等が必要なもの）**

**B.　自動車修理工場の基準適合義務対象規模の見直し**（現行：200㎡以上）

平成１５年度に当該用途を追加した際の考え方は「日常生活において利用される施設」として追加されているが、運輸業者のみを対象とするような自動車修理工場も対象となっている。

**A.　共同住宅の基準適合義務対象規模の見直し**（現行：2,000㎡以上または50戸以上）

障がい者の地域移行の推進の観点から、より小規模なものについても主に玄関周りや１階レベルの住宅へのアクセスを可能とするよう、移動等円滑化基準の見直しを早急に検討すべき。

**D.　施設のバリアフリー情報の公表**

福祉のまちづくり条例等の制定以後、バリアフリー化は一定進んでいるが、その整備された施設の情報を一般に公表し、現在あるストックを有効に活用するべき。

**C.　障害者差別解消法及び合理的配慮の考え方と福祉のまちづくり条例との関係**

福祉のまちづくり条例の基準と障害者差別解消法との関係はどのように考えるのか。

**(1)　平成25年度開催の審議会・部会において把握している課題（早急に対応すべきもの）**